

## 生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進について

我が国の景気は全体として緩やかな回復を続けていると言われているものの、生活保護受給者数は、平成7年以降依然として増加傾向にあり、高齢者や母子世帯等だけでなく失業等により生活保護に至る世帯の割合も大きく増加している。また、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となり、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。

このような背景を受け、平成26年1月には、子どもの貧困対策に関する基本理念等をまとめた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成27年4月には、生活困窮者に対する具体的な取組・事業を規定した「生活困窮者自立支援法」が施行されたところである。

現在、地方自治体では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談事業である自立相談支援の取組をはじめ、就労準備支援、子どもの学習支援などの様々な自立支援施策を、地域の実情に合わせて、かつ、創意工夫を重ねながら展開している。また、我が国の将来を支える子どもたちの貧困対策にも、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが必要である。

一方で、生活困窮者自立支援制度や改正生活保護制度においては、自立支援施策に関する国の負担（補助）率が規定されるとともに、地方自治体の人口規模等に応じて国の財源措置の上限（基準額）が設定されている。

この上限設定は、各自治体の取組の実情を十分に反映したものとは言えず、自立相談支援や子どもの学習支援など、各種の自立支援施策に積極的に取り組む自治体ほど、基準額との乖離が大きくなり、財政的な負担が重くのしかかる構造となっている。

特に学習支援については、国をあげて子どもの貧困対策に力を入れている中で、上限（基準額）を設定することは、政策の方向性に逆行しており、子どもたちの未来に向けたチャンスを奪うことにつながりかねない。

これらの状況から、各自治体における、生活困窮者や生活保護受給者、更にはその子どもたちなど、支援を必要とする方々が等しくサービスを受けられるよう、安定的に各自治体の施策を推進するため、以下の事項について提言する。

- 1 生活困窮者や生活保護受給者への自立支援施策を、各自治体の取組の実情に応じ、今後更に重層的かつ安定的に実施できるよう、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃すること。
- 2 施行後3年を目途に行われる生活困窮者自立支援制度の総合的な検討を見据え、「貧困の連鎖」の防止に向けて大変有効な施策となる「子どもの学習支援」に関する法定補助率の引上げなど、国による必要かつ十分な財政支援が実現されるよう、所要の措置を盛り込むこと。

平成27年 月 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

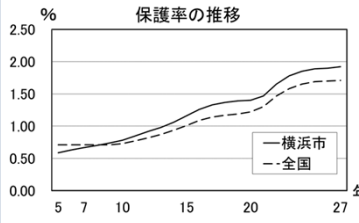
九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森田健作
	埼玉県知事	上田清司
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

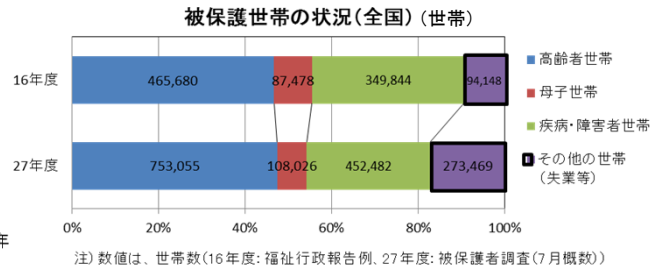
# 生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進について

## 現状

○生活保護受給者数は、平成7年以降、増加傾向

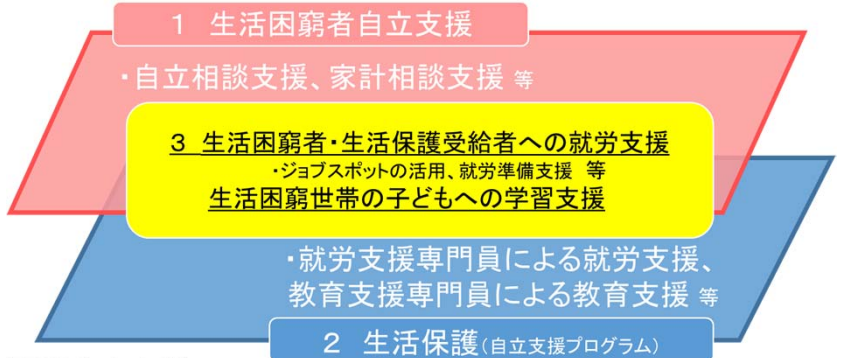


○失業等により生活保護に至る世帯の割合が大きく増加



## 横浜市の取組

◎生活困窮者自立支援法の施行にあたり、市内の全18区役所に専任の社会福祉職を配置し、生活保護と生活困窮者自立支援の一体的な運用を展開



### 1 生活困窮者自立支援

#### ○自立相談支援事業

- 本市の自立支援のノウハウを活かすため、各区役所へ、職員に加え **自立相談支援員(嘱託)を配置し、直営で実施**
- 国民健康保険料や税の納付相談窓口との円滑な連携による早期支援

○家計相談支援事業等の4つの任意事業は、委託により全て実施

### 2 生活保護(自立支援プログラム)

○就労支援専門員(嘱託)・教育支援専門員(嘱託)の全区への配置

- 社会福祉職と連携した、きめ細かな自立支援**

### 3 生活困窮者・生活保護受給者への一体的な支援

○ジョブスポットの活用による就労支援

- ハローワークと区役所(福祉事務所)の連携による就労支援の窓口(ジョブスポット)を全区※に設置**(※27年度中)

○子どもへの学習支援

- 高校進学に向けた**学習支援や生活支援を、NPO法人等へ委託し実施**

## 取組の効果

### ○生活困窮者への自立支援

区役所に相談窓口を設けたことで、関連部署等との円滑な連携が可能に。支援対象者の早期把握・自立支援により、**約26%が就労**

### ○生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

学力向上(高校進学実現)に加え、子どもの自己肯定感やコミュニケーション力の向上などへの支援を通じ、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に不可欠な成長を促す

### ○生活保護受給者への就労支援

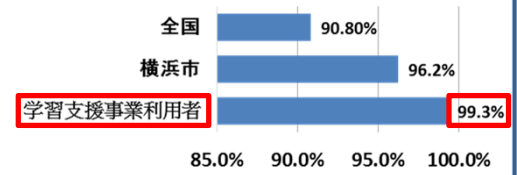
就労支援専門員やジョブスポットの活用による、支援対象者へのきめ細かな個別支援により、**約60%が就労**

>>> 取組による確実な効果 ⇒ 更なる積極的な推進が必要 <<<

事業実績(平成27年4月~9月)

相談者	支援申込者	就労等に結びついた者	就労割合
2,221人	530人	135人	25.5%

生活保護受給世帯の子どもの進学率(平成25年度)



	平成26年度
支援者数	5,181人
就労した者の数	3,055人
就職率	60.6%
年間の保護費縮減額	12.5億円

## 課題

- ①人口規模等に着目した国の負担及び補助の上限設定は、各自治体の取組の意欲や実情を十分に反映していない
- ②各種の自立支援施策に積極的に取り組む自治体ほど、財政的な負担が重くのしかかる構造  
(各項目金額は百万円未満を四捨五入)

### 横浜市への影響額

	A 横浜市事業費(総額)	B 国の(補助)基準額※	C = B × 補助率		D = A - C 総事業費から国補助金を除いた本市支出額
			補助率	国費(補助額)	
平成27年度					
自立相談支援事業	2億2700万円	1億9000万円	3/4	1億4300万円	8500万円
学習支援事業	1億7800万円	1億2500万円	1/2	6300万円	1億1500万円

※人口200万人以上の基準額

>>> 支援を必要とする方々が等しくサービスを受けられる ⇒ 各自治体の施策を安定的に推進する必要がある <<<

## 提言

- 1 人口規模等を基準とした国の上限(基準額)の撤廃
- 2 生活困窮者自立支援制度の総合的な検討を見据え、「子どもの学習支援」に関する法定補助率の引上げなど、国による必要かつ十分な財政支援が実現されるよう、所要の措置を盛り込むこと